

分科会 「2030年「生きもの賑わう農業」が主流化」からの提言

ラムサール・ネットワーク日本

政府は生物多様性国家戦略を策定し、生物多様性の回復・向上をめざしているが、その劣化が進行しているのが現実である。私たち日本に暮らす生きものたちの生物多様性を支えている国土は、大部分が農林水産業の現場であるため、その生産管理方法に大きな影響を受ける。したがって、生物多様性の回復向上には、多くの生きものを育む農林水産業の普及が必要である。

全ての人間はその生存に欠かせない安全・安心な食料を等しく享受する権利を持ち、政府はそれを担保する仕組みを構築する責務がある。食料は、人間を含む生物多様性の健全で多様な繋がりが生み出した生き物の命で、人間はその恩恵なしには生存できないことを再認識する必要がある。

ラムサール・ネットワーク日本はラムサール条約と生物多様性条約の水田決議に基づき水田の生物多様性向上を進めるための活動を実施してきた。本分科会では、その活動に基づき、水田稲作において何が必要であるかを示した。水田での活動ではあるが、これらは農林業水産業全体に共通する事項と考える。環境省に対しては、国土全体の環境・生物多様性の保全を担う主務官庁として、主体的にその施策全体について検討を行い、その結果を農林水産業への戦略に反映させることを期待し、以下の事項を提案する。

提案

1. 生産現場での生物多様性の回復・向上の取り組みを促進する

生きものが実際に生息する生物多様性の現場は、農地とその周辺・関連地域であり、実際に土地を所有・管理しているのは農業を行う農家である。農家がどのような農法を採用するか、どのような構造の農地とするか、水や畦、農道を管理するかにより生物の生息環境はまったく異なる。無農薬の有機農法を採用していても、水路や畦・農道がコンクリートで固められている、あるいは夏の中干し期間が長ければ生きものの生息は困難となる。慣行農法であっても土水路があれば多くの生きものがある場合も多い。農家が生きものに配慮した農法・農地構造・農地管理を採用できるような施策の展開が必要である。

分科会では、オリザネットの斎藤氏から上記を施策の必要性とともに、効果的に施策が運用されるためには数値目標を定めて達成度を検証・評価することが重要であることが提起された。(添付参照)

農法・農地構造・農地管理の生物多様性保全施策に対して検証可能な具体的な目標を設定し、実施状況の評価を行うことが必要である。

2. 生物多様性のモニタリングによる農地の評価と改善の実施

生物多様性の保全の実施には、モニタリング調査によって農地の状況が生きものにとって適切なものとなっているか把握し、評価を行って農法、構造、管理を修正・改善することが不可欠である。モニタリング調査とは、水田とその周辺にどのような生物が生息するかという生きものの調査に他ならない。分科会では、NPO 田んぼの生きもの調査による土壌、農薬、風致の観点から農地の相対的な評価を地域環境の改善へとつなげる方策を示した。地域の特性を考慮した調査手法や分析・評価方法の開発・普及とともに、生物多様性を保全・回復するための農業を主流化する道筋を作っていくべきである。

3. 流通・販売・消費による生産現場の支援の促進

生物多様性に配慮した農業を行う農家をどのように支え、増加を促進できるかが、農地の生物多様性を保全できるか否かを決めることになる。農家への最大の支援は、生物多様性に配慮した農産物が販売消費されることである。そのためには、流通・販売にあたる業者がこれらの農産物を提供することと消費者による選択が合わせて進む必要がある。

分科会では、コープデリの佐渡のトキ応援お米プロジェクトと河北潟湖沼研究所の生きもの元気米認証の報告があった。これらの事業では、産直や認証制度により生産物と生きものの保全への貢献が保証されていること、購買者に生産現場の取り組み内容、生きものの生息状況を発信するとともに消費者と生産者との交流を行っている。また、全農からは、全国で行っている田んぼの生きもの調査が、都市市民・農家ともに生物多様性を体験を通して実感することと相互の交流に大きな効果をもつことが報告された。一方で、生きもの配慮の生産物が高付加価値産物として少量が流通しているだけでは、生物多様性保全の効果も極めて限定したものでしかなく、農地における生物多様性保全が広く浸透するには、生物に配慮した農産物が一般に求めやすい価格となること必要性が課題として提起された。

生産物がいかに生物多様性保全に貢献しているのかの保証と、生産現場での農家での取り組みの実際を流通・販売業者と消費者に伝える制度を充実させることによって、生物多様性保全への行動変容を引き起こす施策が必要である。

4. 行政による事業実施の監理・指導

中央省庁・地方自治体は、上記1から3までの施策を整えることはもちろんだが、制度があっても実際の運用で効果があげられなければ施策策定の意味がない。戦略施策の運用に対して、生物多様性の劣化が生じている場合には適切な運用が行われるように監督・指導を行う体制が必要である。この時に、制度立案や現場での指導に、専門的な知識・経験を有するNGOなどの参画を求めるべきである。

参考資料

「田んぼの恵みと、生きものにぎわいを いつまでも」（ラムサール・ネットワーク日本）

<https://tambo10.org/archives/978>

「田んぼの生きもの調査」の取り組み について（全農）

生産者と消費者の想いがつながる、生きものにやさしい米づくり（コープデリ生活協同組合連合会）

上記2点含む：田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト活動報告書（ラムサール・ネットワーク日本）

<https://tambo10.org/archives/category/document>

生きもの元気米（河北潟湖沼研究所）

<http://kahokugata.sakura.ne.jp/ikimonogenkimai/index.html>

3・9・4で持続可能な田んぼの評価（NPO法人田んぼ）

<http://5actions.jp/show/tanbo394/>

添付：分科会で提案された数値目標の例（NPO 法人オリザネット）

● 2030 ～ 2050 年までの実現を目指す べき数値目標と根拠

1. 新規土地改良事業で、水路長の 30%を環境配慮構造にする。(速やかに)

生物多様性の観点から 100%にすべきだが、費用（経済）管理（社会）の面を考慮し、環境を3分の1として、3側面の調和を図る。土地改良施行令の環境配慮規定の新しい判断として速やかに実施を求めたい。

2. 新規土地改良事業で、ほ場面積の 10%を環境配慮地とする。(速やかに)

EUの Farm to Fork 戦略では、景観や生物多様性のため、農業地域の 10%を提供することを目標としている。

3. 堰などの農業施設の 30%で、生きものの移動阻害を改善する。(2040 年まで)

EU生物多様性戦略 2030 の方針、河川 25,000 kmで堰などを撤廃することとの連携。

4. 農薬と化学肥料の使用を 50%削減する。特に危険な農薬を止める。(2040 年まで)

化学合成農薬と化学肥料の 50%削減という特別栽培農産物の普及が進められているので、この経験を踏まえて、わが国全域に拡大する。特に危険な農薬とは、ネオニコなど浸透性、長期残留性で、対象外生物を死滅させてしまう農薬のこと。全廃を目指す。

5. 農地の 25%を有機農業とする。(2050 年まで)

EUの Farm to Fork 戦略と同じ目標値とした。ただし目標達成年は 20 年遅れ。やむを得ないとした。

6. 農地の 30%で生態系保全活動を行う。(2030 年まで)

多面法の活動組織が対象農地の 50%近くあるので、その半数以上が実施するとして 30%とした。